

入札説明書等に関する質問と回答（第2回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
1	入札説明書	17	10	(6)			入札執行回数	入札執行回数は、原則として2回となっていますが、2回目の執行でも落札決定しない場合や、応札者が1社の場合は不調となるのでしょうか。ご教示願います。	入札執行回数は、原則として2回を限度としますが、2回目の入札において落札者がいない場合は3回目の入札を執行する場合もあります。本事業は一般競争入札のため、応札者が1者となった場合にも不調とはなりません。
2	入札説明書	20	15	(3)	③		開札	予定価格超過の場合の記載はありますが、低入札の基準はあるのでしょうか。ご教示願います。	低入札調査価格調査の調査基準価格は設定していません。
3	入札説明書	22	16				基本協定の締結	基本協定を締結しなければならないと記載がありますが、協定締結前に両者事前協議は行うのでしょうか。ご教示願います。	基本協定締結前の協議は行いません。
4	添付1 事業契約書(案)						安来電線共同溝 PFI事業に関する 事業契約書(案)	『契約代金額』とは、請負代金額という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	第18条の「請負代金額」とは、中国地方整備局の契約の相手方(事業者)からの元請と一次下請、一次下請と二次下請など、下請契約の請負代金額を指し、本事業の契約書頭書の「契約代金額」とは異なります。
5	添付1 事業契約書(案)	8	第2章		第16条	1	選定企業の一括 委任又は一括下 請負の禁止	本項については、SPCを設立した場合の記載であると理解しますが、SPCを設立しない場合において、主たる部分を構成企業が実施すれば、17条に基づき、第3者に委任または請け負わせることは可能という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	SPCを設立しない場合であっても、本条は適用されます。なお、SPCを設立せずに自ら設計業務又は工事監理業務を行う場合には、自らが設計企業又は工事監理企業となります。
6	添付1 事業契約書(案)	11	第2章		第20条		総括代理人の通知	「事業者」は、「総括代理人」を置き、その氏名その他必要な事項を直ちに「発注者」に通知しなければならない」と記載がありますが、総括代理人の通知は事業契約と同時に行うという理解でよろしいでしょうか。	総括代理人の通知は、事業契約締結後、速やかに行ってください。
7	添付1 事業契約書(案)	11	第2章		第20条	2	事業者の総括代理人	『「総括代理人」は、本契約の履行に関し、次の各号に掲げる権限を除く、本契約に基づく「事業者」の一切の権限を行使することが出来る』と記載がありますが、その権限とは、PFI事業で実施しない場合の発注者権限と同等と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問と回答（第2回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
8	添付1 事業契約書(案)	11	第2章		第21条	1	総括代理人等の変更	本項には、総括代理人が著しく不適当と認められる場合における記載であると理解しますが、それ以外の理由において総括代理人を変更することは可能でしょうか。ご教示願います。	事前に中国地方整備局と協議の上、変更は可能です。
9	添付1 事業契約書(案)	11	第2章		第22条		業務の監視報告	「本契約別紙4の定めるところにより(中略)」と記載されておりますが、別紙4に記載の[「入札説明書等」の資料5]は[入札説明書 添付5(業務等の監視及び改善要求措置要領)]という読替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	添付1 事業契約書(案)	17	第2章		第37条	1	第三者に生じた損害	『「事業者」は、「本事業」の実施に関して第三者に損害を及ぼした場合には、直ちに「発注者」に報告し、当該第三者に対して当該損害を補償する。』と記載されていますが、これは「設計業務」・「工事業務」・「維持管理業務」の全てに適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	添付1 事業契約書(案)	23	第4章	第1節	第52条	2	既存ストックの利用	『「事業者」は、「既存ストック」の引渡しに当たっては、「発注者」の立会いの上、]自らの負担において、「既存ストック」を検査しなければならない。』と記載がありますが、この場合の検査項目についてご教示願います、	既存ストックの仕様及び性能基準を満たしている状態を事業者の責任において検査して頂きます。既存ストックの仕様及び性能基準は、中国地方整備局が既存ストックの所有権を取得後に提示します。
12	添付1 事業契約書(案)	23	第4章	第1節	第52条	2	既存ストックの利用	『「事業者」は、「既存ストック」の引渡しに当たっては、「発注者」の立会いの上、]自らの負担において、「既存ストック」を検査しなければならない。』と記載がありますが、引き渡しと記載されることから、事業中においては一時的に事業者の財産になるという理解になるのでしょうか。ご教示願います。	既存ストックは、工事着手前までに中国地方整備局が取得する予定です。既存ストックの所有者は中国地方整備局であり、事業者の財産となることはありません。
13	添付1 事業契約書(案)	23	第4章	第1節	第52条	2	既存ストックの利用	『「事業者」は、「既存ストック」の引渡しに当たっては、「発注者」の立会いの上、]自らの負担において、「既存ストック」を検査しなければならない。』と記載がありますが、引き渡しと記載されることから、事業中においては一時的に事業者の財産になるという理解になるのでしょうか。仮に財産となる場合は、占用料・建設負担金についての考え方をご教示願います。	既存ストックは、工事着手前までに中国地方整備局が取得する予定です。既存ストックの所有者は中国地方整備局であり、事業者の財産となることはありません。

入札説明書等に関する質問と回答（第2回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
14	添付1 事業契約書(案)	27	第4章	第3節	第65条	1	部分使用	『「発注者」は、「本施設」の引渡し前においても、「事業者」の承諾を得て「本施設」の全部又は一部を使用することができる。』と記載がありますが、これは入線業者等の占用についても想定範囲でしょうか。その場合、占用に係る入線業者等との協議、調整等については発注者である、中国地方整備局にて実施という理解でよろしいでしょうか。	入線業者等の占用については想定していません。
15	添付1 事業契約書(案)	27	第4章	第3節	第65条	1	部分使用	前回の入札説明書等に関する質問と回答(No.52)の回答において、『部分引渡しの予定はありません。』との回答であったことから、部分使用が認められた本施設については、本施設の全部の引渡し時まで、事業者が保守をするという理解になるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	添付1 事業契約書(案)	32	第5章		第78条		発注者による検査	「各「事業年度」における「維持管理業務」が完了したときは、当該事業年度の業務完了届を「発注者」に提出しなければならない」と記載されておりますが、[「入札説明書等」の資料5]は[入札説明書 添付5]p6(維持管理業務に関する業務等の監視及び改善要求措置要領)に記載の通り、各事業年度終了後10日以内に提出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	添付1 事業契約書(案)	59 60 61					別紙3 事業者等が 付す保険等 別紙4 業績等の監視 及び改善要求 措置要領 別紙5 事業費の算 定及び支払方法	別紙3、別紙4、別紙5について、『「入札説明書等」の資料〇による』と記載されていますが、入札説明資料も、契約図書という理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)で記載のある別紙については契約図書になります。
18	添付2 要求水準書	1	第1	6			事業の概要	電線共同溝の設計業務において、国土交通省道路局事務連絡『「電線共同溝の整備の適切な実施について」の運用について』(H29.8.1)で示される、参画条数の考え方については適用の方向でしょうか。詳細設計時の設計条件としては重要な項目になると考えます。ご教示願います。	平成29年7月31日以前に各占用企業者より敷設計画書が提出されているため、現設計条件とします。

入札説明書等に関する質問と回答（第2回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
19	添付2 要求水準書	3	7	(4)			事業期間	設計業務・工事業務について「～平成37年3月頃」とありますが、別途の「連系・引込工事」の期間も同期間での実施と考えてよろしいでしょうか。	連系・引込工事の実施時期は、事業者が入線業者等と協議して決定してください。
20	添付2 要求水準書	3	7	(4)			事業期間	維持管理業務について「本施設の完成・引渡し～」とありますが、引渡し後、別途の「連系設備整備、入線及び抜柱」を実施するとの認識でよろしいでしょうか。	連系・引込工事の実施時期は、事業者が入線業者等と協議して決定してください。
21	添付2 要求水準書	6	第2	1	(1)		一般事項	実施方針におけるリスク分担表においては、予備設計はあくまでも参考であり、その参考資料の瑕疵による増加費用又は損害について事業者負担となっていますが、この考えからも、今回のPFI事業で実施する詳細設計については、設計業務等標準積算基準書による、予備設計成果がない場合の補正（+30%）を適用可能と考えてよろしいでしょうか。	電線共同溝の修正設計については、設計業務等標準積算基準書に該当する歩掛がないため、今回、電線共同溝修正設計に対する歩掛見積を徴取しております。採用した電線共同溝修正設計の歩掛については、12/6に公表します。
22	添付2 要求水準書	10	第2	3	(4)		支障物件等調査及び移転協議	既存ストックを活用しない提案が承認された場合、既設NTT設備（入線ケーブル含）の支障移転は可能でしょうか。 ご教示願います。	可能です。
23	添付2 要求水準書	10	第2	3	(4)		支障物件等調査及び移転協議	支障移転所有者の帰責理由による工事の遅延が発生した場合、本事業の整備期間の延長は可能でしょうか。 ご教示願います。	原則は、事業者の責任において支障移転所有者と調整して頂くため認めませんが、やむを得ない事情により、支障移転所有者の帰責理由による工事の遅延が発生した場合、中国地方整備局と事業者で協議します。
24	添付2 要求水準書	10	第2	3	(5)		家屋調査、地下水（井戸水）調査等	『家屋調査については、・・・、実施時期は、工事着手前と工事完成後とする。』と記載がありますが、事業対象を年度毎に工区割りし、当該工区に対しての工事着手前、工事完成後という理解でよろしいでしょうか。	工事着手前と工事完成後に実施してください。工事完成後とは、全ての工区の整備工事期間の完成時をいいます。

入札説明書等に関する質問と回答（第2回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
25	添付2 要求水準書	10	第2	3	(5)		家屋調査、地下水 (井戸水)調査等	『また、井戸水調査においては、井戸の使用目的と使用量、水位を調査することとし、実施時期は、工事着手1年前から工事完成1年後までとする。』と記載ありますが、事業対象を年度毎に工区割りし、その工区に対しての工事着手1年前、工事完成1年後という理解でよろしいでしょうか。	全工区において、工事着手1年前から工事完成1年後の期間中、調査を実施してください。
26	添付2 要求水準書	11	第2	3	(7)		入線業者等と引込 管及び連系管の 協議	『事業者は、詳細設計にあたり、前項の入線業者等と協議したうえで引込管、連系管の設計を依頼するものとする。』と記載がありますが、ここでの設計とは、引込箇所、連系箇所の確認を入線業者等に行うという理解でよろしいでしょうか。電線共同溝事業は本体工事完了まで期間が長いことから、引込管、連系管の設計については、本体工事完了間際と考えます。	ご理解のとおり、入線業者等と協議した上で設計を依頼してください。 なお、時期については、調整マネジメント業務において適切に進めてください。
27	添付2 要求水準書	28	第4	2	(1)		一般事項	『なお、補修及び対応に関する費用負担については中国地方整備局と協議すること。』と記載がありますが、補修及び対応に伴う費用については本事業費には含まず、発生の都度協議し決定するという理解でよろしいでしょうか。	本事業においては、蓋の補修を見込んでいます。これ以外の補修及び対応に伴う費用については別途協議として下さい。
28	添付2 要求水準書	28	第4	2	(2)	1)	管理台帳の作成、 修正	作成・修正をした管理台帳の事業期間中の管理方法については、独自の管理ツール(PC版)等を活用し、効率的に管理してよろしいでしょうか。また、事業期間終了時の管理台帳等の納品については、図面(CAD)等の関連資料を納品すれば良いという理解でよろしいでしょうか。	独自の管理ツールの活用は可能です。ただし、管理台帳は中国地方整備局の様式を使用してください。 納品については、ご理解のとおりです。
29	添付2 要求水準書	28	第4	2	(2)	1)	管理台帳の作成、 修正	『なお、これらの修正に伴う費用については、中国地方整備局と協議し決定する。』と記載がありますが、修正に伴う費用については本事業費には含まず、発生の都度協議し決定するという理解でよろしいでしょうか。また、『これらの修正』とは、管理台帳、情報BOX台帳及び敷地調査図の修正という理解でよろしいでしょうか。 情報BOX台帳及び敷地調査図の修正は、どの程度の規模、頻度を想定されているかご教示願います。	修正に伴う費用は、ご理解のとおりです。 修正の対象は、ご理解のとおりです。 情報BOX台帳及び敷地調査図の修正は、本整備工事及び関連工事(連携・引込管)等に伴う修正を想定しています。整備工事完了後速やかに(維持管理業務開始後速やかに)行ってください。

入札説明書等に関する質問と回答（第2回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
30	添付2 要求水準書	28	第4	2	(3)	1)	点検及び確認周期	『点検種別のうち、「日常点検（道路巡回時）」は点検対象外とする』と記載がありますが、電線共同溝点検要領(案)に記載がある、定期巡回(パト巡回・徒歩巡回)が対象外である、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	添付3 様式集及び 記載要領		2	2)	(7)	⑤	各様式の補足資料	入札説明書等に関する質問書(1回目)No.121の質問及び回答では『補足資料については、枚数の制限は設けませんが(中略)技術提案の補足資料として(後略)』との回答でした。補足資料については、技術的な根拠等を示す資料のほかに、事業計画や施工計画に関わる資料等を添付することは可能でしょうか。	可能です。
32	添付3 様式集及び 記載要領		様式31				保険の種類等の記載	リスク管理・対応の記載は、A4版で2ページ以内となっていますが、様式に示されている保険の表を、付保する保険の数に応じて追加すると2ページを超過します。様式には付保する保険の一覧表を記載し、保険の詳細については別紙として添付してもよろしいでしょうか。	リスク管理・対応の記載は、A4版2頁以内としてください。図表の文字の大きさは10.5p以内とし、保険の詳細については別紙として添付して頂いても構いません。
33	添付3 様式集及び記載要領		様式33-3				事業費の支払区分	本施設の早期完成・引渡しに伴い、維持管理開始日が平成37年4月1日以前となった場合、(様式33-4)の各年度ごとの営業収入(国からの収入)が(様式33-3)の各年度ごとの事業費合計(税抜き)に相違が発生するかと思いますが、早期・引渡しの場合は、(様式33-3)と(様式33-4)の各年度ごとで整合させなくても良いという理解でよろしいでしょうか。	早期完成・引渡しの場合、(様式33-3)【早期完成・引渡し版】を使用し、平成37年度4月1日までにかかる維持管理費等は、(早期完成分)欄に計上してください。
34	添付3 様式集及び記載要領		様式33-5				施設整備費及び維持管理費の内訳	本施設の早期完成・引渡しに伴い、維持管理開始日が平成37年4月1日以前となった場合は施設整備の完了年月は平成36年度以前、維持管理の始まりは、平成37年度以前に維持管理期間を延ばして作成することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問と回答（第2回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
35	添付3 様式集及び 記載要領		様式33-5				事業費内訳書	事業費内訳書の「Ⅰ. 調査・設計費」については、水文調査が工事完了1年後に行われることから、施設整備期間を7年とした場合、平成37年度に調査が行われることが想定されます。様式33-5の【施設整備費（初期投資計画）（割賦原価）の内訳】部分の年度を増やしても宜しいでしょうか。	工事完了1年後の水文調査が平成37年度に実施される場合、様式33-5の【施設整備費（初期投資計画）（割賦原価）の内訳】部分の年度は増やさず、平成36年度に計上してください。
36	添付3 様式集及び記載要領		様式36				採用された代替技術提案のうち提案内容に反映させた提案	採否結果で○と判定された代替技術提案について、提案書に反映していない内容は辞退扱いとなるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	添付3 様式集及び記載要領		様式36				採用された代替技術提案のうち提案内容に反映させた提案	条件付採用と判断された提案内容について提案書に記載した場合、加点対象として頂けるのでしょうか。 もしくは、提案書へ反映せずに事業開始後の協議で了承された場合、提案内容を履行することは可能でしょうか。	付された条件を満たした提案は、加点対象となります。 提案書へ反映せずに事業開始後の協議で了承された場合については、中国地方整備局との協議によります。
38	添付4 事業者が付す保険等	2	第1	2	(3)	⑤	付保条件	『保険金額は、本施設の工事費（消費税を含む。）とする。』と記載がありますが、建設進捗によって保険金額が変わります。（例 1年目2億 2年目2億+2億=4億 3年目・・・）完成施設金額以上に保険を掛ける事は不可能と考えますが、年度完成予想金額によって保険金額を増額するという理解で宜しいでしょうか。	保険について、ご提案の工区ごとに付保することを認めます。なお、引渡しまでのリスク負担は、事業者負担となる旨ご注意ください。
39	添付4 事業者が付す保険等	2	第1	2	(3)	⑧	付保条件	『地震等危険の保険金額は10億円を最低保険金額とする。』と記載がありますが、建設における前期については、施設価値が10億円未満であり、過剰担保と考えますが、被担保債権についての考え方をご教示ください。	工区ごとに付保することを認めます。保険金額が10億円を下回る場合は、工事出来形を填補するのに十分な保険に加入してください。この旨、事業契約書において反映します。
40	添付4 事業者等が付す保険等	2	第1	3	(3)		設計業務及び工事業務の履行に係る保険	第三者賠償責任保険の保険（補償）金額についてご教示願います。 例）対人：1名当○億円、1事故当○億円 対物：1事故当○億円 免責：1事故当○万円以下	保険の金額については事業者の判断に基づき、ご提案をお願いいたします。
41	添付4 事業者等が付す保険等	3	第2		(3)		維持管理業務の履行に係る保険	第三者賠償責任保険の保険（補償）金額についてご教示願います。 例）対人：1名当○億円、1事故当○億円 対物：1事故当○億円 免責：1事故当○万円以下	保険の金額については事業者の判断に基づき、ご提案をお願いいたします。

入札説明書等に関する質問と回答（第2回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
42	添付5 業績等の監視 及び改善要求措置 要領	2	第2	1	(2)	①	財務に関する書類	「財務に関する書類(キャッシュフロー計算書等の財務諸表関連の書類を予定。): 各支払に対応する業務履行期間終了後20 日以内」となっておりますが、業務履行期間終了後20日以内ですと、監査未了ですので未監査の状態で提出するという理解でよろしいでしょうか？また、監査後、修正があった場合は遅滞なく提出すればよいとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
43	添付5 業績等の監視及び 改善要求措置要領	12	第7	1	(1)		施設整備に係る提案等要求水準の未達成による減額等	本文中の「事業契約書の定めるところによる違約金…」と記載されておりますが、事業契約書にも割合等の記載がありません。違約金の考え方についてご教示願います。	第1回質問回答No.61にて回答済ですが、事業契約書(案)第79条4項に定めるところによる違約金の請求は事業契約書において削除します。ご指摘の箇所も、事業契約書において反映します。
44	添付6 事業費の算定及び 支払方法	4	第2条	3	(2)		維持管理費	本施設の早期完成・引渡しに伴い、維持管理開始日が平成37年4月1日以前となった場合でも、第1回目の支払い時期を平成38年4月30日とし、年1回、全7回支払うとありますが、第1回目の支払い時には、平成37年4月1日以前の分をまとめて支払いを受けることは可能でしょうか。	早期完成により、平成37年4月1日より前に必要となる維持管理費は、平成37年度以降の維持管理費に含まれるものとし、平成37年4月1日以降事業期間にわたり、年1回全7回、同額を支払うものとします。 なお、当該維持管理費等は、入札説明書添付6事業費の算定及び支払方法 第3 3(3)改定方法に従い、平成36年度までの物価変動について改定を行います。
45	添付6 事業費の算定及び 支払方法		第3					事業費の算定及び支払い方法の第3 事業費の確定において、『事業費は、その内訳を各段階において精査し』とありますが、各段階とはどの段階でしょうか？	(1)事業契約締結後14日以内、(2)設計業務完了時、(3)本施設の引渡日の30日前までを想定しています。
46	添付6 事業費の算定及び 支払方法		第3					第1回入札説明書等に関する質問と回答 No.179において『設計業務完了時においては事業費内訳の修正があっても事業費全体の増減を含めた修正とはなりません。』とありますが、事業計画書(案)第32条、事業費の算定及び支払い方法において『事業費は～本施設引渡日の30日前までに確定する。』とあります。設計完了時において事業費の内訳の修正が行われた場合、各段階において精査し、本施設引渡日の30日前までに確定(事業費の増減)すると解釈して宜しいでしょうか？	第3事業費の確定では、事業費の内訳の修正、確定を行います。事業費の増減は、第4事業費の改定に基づき行います。

入札説明書等に関する質問と回答（第2回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
47	添付10 見積参考資料	15, 16				工区	プレキャストボックス(特殊部)	入札説明書等に関する質問書(1回目)No.193及びNo.199の質問に対して、『見積参考資料を修正します。』との回答をいただきましたが、これらの修正について公表又は通知されるのでしょうか。	第一次審査を通過した者に対して、11/29に公表します。
48	添付10 見積参考資料					全工区	見積参考図面との数量差異	見積参考資料と見積参考図面(契約図)の平面図を確認したところ、排水構造物工及び縁石工等の数量に差異があります。本事業の工事費算出には、見積参考資料の数量を参照するとの理解で宜しいでしょうか。また、平面図等との数量差異は、変更の対象となるのでしょうか。	見積参考資料と見積参考図面を修正しホームページにて公表します。
49	添付10 見積参考資料					全工区	電線共同溝仮設工	特殊部の締め切りはⅢ型の鋼矢板が計上されていますが、管路部の掘削については軽量鋼矢板が計上されています。市街地公衆災害防止対策要綱によれば、Ⅲ型を使用すべきではないでしょうか。仮に現在の計上数量のままと回答される場合は、協議事項で変更の対象となるのでしょうか。	見積参考資料は、本事業の現場条件等を考慮し標準的な事業内容等を参考に示した資料です。事業者で実施される詳細設計の後、に諸条件から変更が必要となる場合は中国地方整備局と協議して下さい。
50	添付10 見積参考資料						情報ボックス仮移設	情報ボックスについて、既存施設が支障となるため、仮移設(架空移設)を行う計画となっておりますが、工事数量には計上されておられません。別途工事と考えてよろしいでしょうか。	詳細設計(参考)では、架空移設を行う計画ではありません。
51	添付10 見積参考資料		数量総括表		道路設計			過年度の成果で電線共同溝の詳細設計が実施され、その後、当該区間の道路詳細設計、交差点詳細設計が実施されています。見積参考図面では、これまでの設計を考慮した図面になっています。本事業では詳細設計(参考)に関する責任は事業者が負担するとなりますので、数量総括表の項目として、道路詳細設計や交差点詳細設計の計上が必要ではないでしょうか。	道路詳細設計と交差点詳細設計は完了しており、その上で見積参考資料を作成しています。よって、道路詳細設計と交差点詳細設計を踏まえ、電線共同溝詳細設計を実施して下さい。

入札説明書等に関する質問と回答（第2回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
52	添付10 見積参考資料		数量総括表		維持管理等			数量総括表において応急処理工として記載されておりますが、維持管理期間のどの段階に発生するか現時点で不明であることから、暫定で年度毎に分割金額を積み上げておく形でよろしいでしょうか。 また、整備期間短縮提案により維持管理期間が長くなった場合においても応急処理工の数量が暫定であるため、金額は変更せずに年度毎に分割金額を積み上げておく形でよろしいでしょうか。	前段は、ご質問のとおり年度毎の積み上げで問題ありません。 後段の施設整備期間短縮の場合は、ご質問のとおりで問題ありません。
53	添付10 見積参考資料 工事数量総括表						道路改良	上り線の道路改良_舗装工は、本事業で完了との理解でよろしいでしょうか。または、上り線及び下り線を含めた全線の道路改良_舗装工を別途工事として実施予定でしょうか。ご教示願います。	上り線及び下り線を含めた全線の道路改良舗装工は別途工事として実施予定です。
54	入札説明書等に関する質問と回答					No.148	事業年度について	質問内容が説明不足でしたので、説明を補足し、再度お伺いします。 様式における事業収支計画は平成43年度までしかありませんが、平成43年度分の事業費の支払いは平成44年度に行われるため、資金収支計画を平成44年度分まで記載する必要があります。また、仮にSPCが割賦基準で収益計上を行う場合には、施設整備費がSPCに支払われる平成44年度まで売上（施設費（割賦支払分））及び費用（割賦原価）の計上を行う為、損益計算書においても平成44年度まで記載する必要があります。これらのことから、平成44年度分を追加する必要があるため質問した次第です。改めてご確認の上、ご回答願います。 なお、平成43年度までの事業収支計画しか認められない場合は、上記損益計算書及び資金収支計画をどのように作成するのかご教示ください。	平成44年度の列は追加せず、平成43年度までの事業計画として記載してください。 中国地方整備局が事業者へ支払う対価のキャッシュ収支は、中国地方整備局からの支払いまでの期間のズレ等を考慮せず、事業を実施した年度に計上してください。
55	入札説明書等に関する質問と回答					No.159	監査報告書	添付5業績等の監視及び改善要求措置要領P2 第2 1 (2)①業績等の監視方法に記載されている『SPCの事業報告書(会計監査人の監査報告書を含む。』に関して、会計監査人の設置は不要との回答を頂いておりますが、求められる監査報告書は監査役の監査報告書でよいでしょうか？	会計監査人の設置は不要ですが、監査法人又は公認会計士の監査を受ける必要があります。

入札説明書等に関する質問と回答（第2回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
56	入札説明書等に関する質問と回答					No.183	消費税等	『消費税率が変更となった場合には、事業費を改定します。』とございますが、入札価格の算出にあたっては、事業期間に亘って消費税率が8%であるものとして計算するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	入札説明書等に関する質問と回答(第1回)						No.152回答	SPCを設立しない場合においても、EIRRを算定するとのことですが、この場合、資本金は何を計上すればよろしいでしょうか。	SPCを設立しない場合は、劣後ローンによる調達等を資本金とみなして算定してください。